

住民投票制度行政素案（改訂版）

平成27年1月

苫小牧市総合政策部
政策推進室市民自治推進課

— 目 次 —

目的	1
市政の重要な課題	4
住民投票の投票資格	6
住民投票の請求等	7
住民投票請求代表者証明書の交付等	10
住民投票の投票資格を有する者からの請求等	12
署名及び押印を求める手続	13
住民投票請求者署名簿の提出並びにその審査又は却下	14
署名及び押印の取消し	15
住民投票の請求の代表者となること等ができない者	15
住民投票請求代表者証明書の記載変更等	15
住民投票の請求のための署名を求めることができない期間	16
一定期間	16
署名することができないときの代筆	18
請求又は発議の形式	18
署名の証明	19
署名者の総数及び有効数の告示	19
署名の縦覧	21
署名に関する異議の申出	21
投票資格者名簿に登録された者であることの証明の修正	23
有効署名の総数の告示及び署名簿の返付	23
住民投票請求者署名簿を返付する場合の記載事項	23
その他署名簿の署名に関する異議の申出	24
投票資格者名簿	24
被登録資格	24
登録	25
登録日等の告示	25
縦覧及び異議の申出	26
補正登録	27
修正又は訂正	28
登録の移替え	28
登録の抹消	28
登録の確認を目的とした投票資格者名簿の抄本の閲覧	29
住民投票の期日	30

住民投票に関する情報の提供等	30
住民投票運動	31
投票資格者名簿の登録と投票及び住民投票の投票資格のない者の投票	32
投票用紙の交付、投票の記載事項等	33
投票用紙の交付及び投入	33
期日前投票	34
不在者投票	34
住民投票の投票の結果とその処置	35
投票、開票等の手続	35
住民投票の請求の制限期間	36

参考資料

1 住民投票の対象事項	38
2 成立要件	43
3 住民投票の実施機関、投票及び開票に関する事務等	45
4 事務の委任	46
5 不服申立て、異議の申出	48

目的

苫小牧市自治基本条例（平成18年条例第39号）第6条第1項の規定に基づき、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、住民投票制度を創設します。

住民投票制度の創設は、住民投票によって示された市民の意思を市政に反映し、もって公正で民主的な市政の運営及び市民自治によるまちづくりの推進に資することを目的としています。

説明

1 住民投票制度の意義

住民投票制度は、市政の重要な課題についての市民の意思を投票により市政に反映させていくための仕組みです。これまでの住民投票は、市民、議会、市長との間に大きな意見の相違が見られる場面において、様々な自治体で行われてきました。

公共サービスに求めるイメージや考え方は、社会が成熟して複雑になるにつれ、大きく変化するとともに、多様化、高度化しています。市民自治によるまちづくりが求められ、自治基本条例や市民参加条例が制定されることとなった背景には、現行の地方自治制度における手法のみでは、複雑化した市民ニーズや多様化した価値観に対応することが難しくなってきたことがあります。このような中で、市民生活に重大な影響を及ぼすことが想定される市政の重要な課題については、市民全体の意向を的確に把握した上で、議会や市長が最終的な判断を行うことが必要となります。

住民投票制度は、市民の意思を確認する手段として、効果的な役割を果たすものと考えられます。また、市民は、市政に市民の意思が十分に反映されていない状況が生じたとき、自らの意思を示す手段として、住民投票制度を利用することが可能となります。

2 住民投票制度と市民参加制度との関係

市は、様々な手法により市民への理解を求め、政策の立案の過程においても市民との協働により事業を実施しています。市長と議会との関係のみならず、市民参加型の手法（まちかどミーティング、パブリックコメント等）により、市が市民の意見を把握し、多様な意見を踏まえた上で判断をしていくことは、民主主義における必要かつ重要な過程です。

住民投票制度の創設は、いかなる案件についても直ちに住民投票を実施する趣旨ではありません。住民投票の実施には相当の費用が発生するとともに、その政治的な影響についても極めて大きいものがあります。政策の形成と実施に至るまでの間には、多段階において多様な手法が用意されています。そのため、市政の重要な課題であっても、他の市民参加の仕組みにおいて合意の形成がなされた場合、住民投票の実施には至らないものと考えられます。住民投票制度は、多様な仕組みの一つに過ぎません。議論を重ねた結果、どうしても合意に至らない場合に実施されるべきものです。そのため、その前段階における市民参加型の手法や十分な情報提供による活発な議論を経た後に実施されることが求められることとなります。

また、住民投票は二者択一により市民の賛否を明確に示すものであるとともに、その結果には相当な重みと迫力があります。住民投票で出された結果については、議会、市長による政策判断にとっても、極めて重いものとなります。そのため、住民投票制度は、他の市民参加型の手法とは別の位置付けとして捉える必要があります。

3 住民投票制度と間接民主制（議会制民主主義）との関係

これからの民主主義のあるべき姿を踏まえた場合、間接民主制（議会制民主主義）のみでは、複雑化した市民ニーズや多様化した価値観に対応することが難しくなりつつあると考えられます。このような社会的背景において、市が最終的な意思決定を行う前段階における市民参加型の手法が考えられ、市政における政策判断を行うための市民意見の把握の方法が考えられてきました。そのため、住民投票制度についても、市民自治によるまちづくりを進めている中で、必然的な位置付けとなります。

住民投票制度は、議会や市長の意思決定に市民の意思を反映させるための手段です。しかし、現在の間接民主制（議会制民主主義）による地方自治制度では、議会と市長との二元代表制により最終的な意思決定がされることとなります。そのため、市の最終的な意思決定は、住民投票の結果を尊重した上で、議会と市長とがそれぞれの権限に基づき行われることとなります。そのため、住民投票制度は、議会や市長の固有の権限を侵すような間接民主制（議会制民主主義）を否定するものではなく、間接民主制（議会制民主主義）を補完する制度として位置付けられることとなります。

4 本市が創設する住民投票制度

(1) 常設型住民投票条例

苫小牧市自治基本条例（平成18年条例第39号）では、まちづくりの基本原則として「情報共有の原則」、「市民参加の原則」、「協働の原則」を定めています。住民投票については、同条例第6条において、「市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。」としています。そのため、仕組みとしての住民投票制度を明確に担保するため、常設型住民投票条例を制定し、住民投票制度を創設します。

常設型住民投票条例とは、あらかじめ条例を制定することにより、住民投票の対象事項、実施要件、発議方法等といった住民投票に関する手続を制度化しておき、住民投票を実施するものです。住民投票の制度や手続の議論は、既に条例の制定時に行われていることから、具体的に住民投票を実施したい場合には、住民投票の対象事項についてのみ議論を行い、直ちに住民投票を実施することが可能となります。

住民投票条例の制定は、住民投票による市政への参加を保障することとなるものです。

(参考) 個別設置型住民投票条例とは

常設型住民投票条例ではなく、住民の意思を確認する必要がある場合に、その都度、議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施することもできます。このような条例を**個別設置型住民投票条例**といいます。

個別設置型住民投票条例は、市民と議会との間で利害が対立するような場合において、議決を得ることが極めて難しいものと考えられます。そのため、本市における住民投票制度は、一定以上の署名による民意に対する住民投票の実施を確約する制度として、常設型住民投票条例とするものです。

(2) 諮問型住民投票

住民投票の投票結果が地方公共団体の団体意思、議会又は長その他の執行機関の行動を拘束する制度を創設することは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定されている議会や市長の権限を制限するため、「法律の範囲内で条例を制定することができる。」としている日本国憲法第94条における条例制定権の範囲を逸脱するおそれがあります。そのため、本市における住民投票制度は、議会又は長その他の執行機関が自らの意思を決定する上で住民の多数意見を知るために行う諮問型住民投票とします。

(参考) 拘束型住民投票とは

地方自治法による議会の解散請求、長の解職請求（リコール請求）等に関する住民投票のように、住民投票の中には、その結果が地方公共団体の団体意思、議会又は長その他の執行機関の行動を拘束するものもあります。このような住民投票を**拘束型住民投票**といいます。拘束型住民投票は法に基づかなければ実施できません。そのため、これまで他市町村において条例により実施された住民投票は、全て**諮問型住民投票**です。

5 住民投票の投票結果の尊重

苫小牧市自治基本条例第6条第2項では、市（議会、市長等）が住民投票の結果を尊重するものとしています。そのため、議会や市長は、住民投票の結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払いながら、意思決定を行うこととなります。そのため、議会や市長は、住民投票の結果を慎重に検討しなければならず、また、住民投票の結果に十分な考慮を払うことなく、意思決定を行うことはできないものです。

しかし、議会や市長が住民投票の結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払った上で、住民投票で出された結果と異なる意思決定を行うことは、当然、妨げられるものではありません。この場合にあっては、議会や市長は、それぞれの意思決定について、市民に対して説明する道義的責任があります。

市政の重要な課題

住民投票に付することができる「市政の重要な課題」は、市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもののうち、次の(1)～(4)に掲げる事項を除いたものとします。

- (1) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (2) 市の組織、人事又は財務に関する事項
- (3) 専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (4) (1)～(3)に掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

説明

1 住民投票に付することができる対象事項

住民投票は、市政の重要な課題について行われます。そのため、住民投票に付することができる対象事項については、市民の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるものであることを前提とします。

「市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」であるかどうかは、住民投票が請求された個別の事案に応じて総合的に判断することとなりますが、明らかに該当しないと認められる場合を除き、広く捉えられることとなります。

2 住民投票に付することができない事項

現行の地方自治制度は、間接民主制（議会制民主主義）を基本としています。住民投票制度は、それを補完する制度として位置付けられるものであり、全ての事項を住民投票制度に委ねるものではありません。そのため、住民投票制度の創設に当たっては、法令上の制度との整合性、投票の結果が及ぼす影響等を考慮し、一定の対象事項については、住民投票の対象事項から除外することとします。

(1) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項は、当該法令に基づく手続により住民投票を実施することができるため、住民投票の対象事項から除外します。

(2) 市の組織、人事又は財務に関する事項

市の組織編成、職員の任免や指揮監督といった人事に関する事項、予算編成や執行といった市の内部管理に関する事項は、決定した政策を効率的、効果的、かつ、確実に執行するための長の執行権の前提であることから、住民投票の対象事項から除外します。

(3) 専ら特定の市民又は地域に関する事項

特定の個人や団体、特定地域の市民といった特定者の権利に関することについて住民投票を実施した場合、多数の意見が少数の意見を封じ込めるおそれがあります。また、専ら特定の市民又は地域に関する事項については、市域全体と一部地域における投票結果が異なることも予想されることから、住民投票の対象事項から除外します。

なお、専ら特定の市民又は地域に関する事項であるかどうかについては、個別の事案に応じて具体的に判断されることとなります。

(4) (1)～(3)に掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

住民投票に付することが適当でない事項について、あらかじめ全てを列挙することは困難です。また、不測の事態や現時点では想定されない事由が生じる可能性についても考慮する必要があります。そのため、(1)～(3)に掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項については、住民投票の対象事項から除外します。

住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項であるかどうかについては、個別の事案に応じて市長が総合的に判断し、決定することとなります。そのため、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項であると判断した場合、市長には、そのように判断した相当の理由と明らかな合理性が求められることとなります。

そのため、適用の判断は、厳格に行われることが求められます。

住民投票の投票資格

年齢満18年以上の日本の国籍を有する者又は永住外国人で引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有する者は、住民投票の投票資格を有します。

永住外国人とは、日本の国籍を有しない者であって、次の(1)・(2)のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

説明

1 住民投票の投票資格を有する者の年齢要件

住民投票の投票資格を有する者の年齢要件については、苫小牧市市民参加条例（平成20年条例第30号）第17条第1項の規定における市民政策提案制度により政策の提案をすることができる年齢が、市民参加の対象と考えられる社会人としての年齢を考慮して満18歳以上としたことを踏まえ、これとの整合性を図る必要があります。

満18歳未満の者は児童福祉法などにより特別の保護の対象とされていますが、満18歳以上の者になると法律による資格の取得が可能となるものも多く、いわゆる社会人であるものと考えられます。

また、今後、国政において議論が予想される憲法改正の国民投票における投票権年齢、選挙権年齢、成人年齢の引下げの動向等を踏まえる必要もあります。そのため、住民投票の投票資格を有する者の年齢要件については、満18歳以上とします。

なお、対象年齢を満18歳以上とすることにより、若年層に対する政治的無関心の解消や、教育的効果についても期待がされます。

2 住民投票の投票資格を有する者の住所要件

本市の市民として住民投票に参加するためには、少なくとも一定期間をそこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要であることから、引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有する者とします。

3 外国人住民を含めて住民投票の投票資格を有する者とする理由

外国人住民についても日本人住民と同様に市との関わりにおいてまちづくりに関係する存在であることから、まちづくりに参加することができます。このことから、苫小牧市自治基本条例、苫小牧市市民参加条例における「市民」については、外国人住民を含むものとしていいます。

また、地方自治法第10条では、市町村の区域内に住所を有する者を当該市町村の「住民」としており、外国人住民もこの中に含まれています。これは、市町村の区域内に生活の本拠である住所を有する者を「住民」とするという考え方であり、国籍の如何を問うものではないことによります。

また、本市における外国人住民の人口を考えた場合、大きな外国人住民のコミュニティを抱えているような特段の事情は見当たりません。

そのため、外国人住民を含めて住民投票の投票資格を有する者とします。

4 住民投票の投票資格を有する者とする外国人住民の範囲

住民投票の対象とされる特定の事項について正確に判断し、自らの意思を表明するためには、一定程度の日本語の理解、社会の仕組み、文化、政治制度等の知識を身に付けていることが前提となります。また、長期的に本市に居住する可能性についても考慮する必要があります。

そのため、住民投票の投票資格を有する外国人住民の範囲については、本市と特段に緊密な関係を持つに至った者として、特別永住者及び永住者の在留資格をもって在留する者に限り、その範囲とします。

住民投票の請求等

- 1 住民投票の投票資格を有する者は、市政の重要な課題について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して書面により住民投票の請求をすることができます。
- 2 議会は、市政の重要な課題について、市長に対して住民投票の請求をすることができます。この場合による請求は、議会が議決すべき事件とします。
- 3 市長は、市政の重要な課題について、自ら住民投票を発議することができます。
- 4 1・2の請求があったとき又は3の発議をしたときは、市長は、直ちに住民投票の請求又は発議の要旨（1の請求にあつては、住民投票の請求者の代表者の住所及び氏名並びに住民投票の請求の要旨）を告示します。
- 5 1・2の請求があったとき、市長は、これを住民投票に付します。
- 6 1の住民投票の投票資格を有する者とは、投票資格者名簿の登録が行われた日において投票資格者名簿に登録されている者としてします。
また、その総数の4分の1の数は、その登録が行われた日後直ちにこれを告示します。

説明

1 一定数の住民の署名を収集した市民からの請求による住民投票

市民からの請求による住民投票については、一定数の住民の署名を収集し、市長に対して

住民投票を請求することとなります。

住民投票で示された結果は、市民の意思であり市民全体の総意とみなされます。そのため、その結果には一定の影響力があるとともに、市は住民投票の結果を尊重するものとしています。また、必要な署名数が収集されれば、議会の議決や市長の判断とは関係なく、住民投票が確定的に実施されることとなります。住民からの請求による住民投票に必要な署名数の設定については高度の慎重性と厳格性が求められるため、市長選挙における当選者得票数と同程度の数を求めることが適当です。

地方自治法の直接請求（議会の解散請求、議員の解職請求、長の解職請求）に必要な署名数は、選挙権を有する者の総数の3分の1以上です。これら直接請求により行われる住民投票の結果には、地方公共団体の団体意思、議会又は長その他の執行機関の行動が拘束されません。しかし、本市が想定する住民投票制度は、議会又は長その他の執行機関が自らの意思を決定する上で住民の多数意見を知るために行う諮問型住民投票です。

これらを考慮し、住民投票の投票資格を有する者の総数の4分の1以上の者の連署により、住民投票の請求をすることとします。

(参考) 本市における直接請求等に必要となる署名数等

苫小牧市（人口 174,146人 平成26年11月30日現在）

(本市における直接請求等に必要となる署名数)

苫小牧市（選挙権を有する者 143,010人）

条例の制定・改廃、監査の直接請求 50分の1以上（2,861人）

合併協議会の設置請求 6分の1以上（23,835人）

議会の解散・長等の解職請求 3分の1以上（47,670人）

※ 選挙権を有する者は、平成26年12月2日現在（選挙人名簿定時登録日現在）

(最近の苫小牧市長選挙における当選者得票数)

平成15年4月27日執行 45,737票（次点者 40,445票 投票率65.17%）

平成18年7月9日執行 43,274票（次点者 37,187票 投票率59.36%）

平成22年6月27日執行 46,688票（次点者 28,668票 投票率54.55%）

平成26年6月29日執行 35,937票（次点者 17,837票 投票率39.27%）

2 議会からの請求による住民投票及び市長自らの発議による住民投票

常設型住民投票条例に議会からの請求による住民投票や市長自らの発議による住民投票の規定を設定しない場合、議会や市長が住民投票を実施したいときには、その都度、個別設置型住民投票条例を議案として提出する必要があります。この場合、住民投票に付そうとする

個別案件の議論と住民投票の制度設計の議論とが複雑に絡まり、条例の議決に至らずに住民投票が実施できないことも考えられます。

そのため、常設型住民投票条例に議会からの請求による住民投票の規定や市長自らの発議による住民投票の規定をあらかじめ設定しておくことにより、「市政の重要な課題」について、議会と市長との意見の調整が図れない場合、市民の意思を明確に把握する必要がある場合等において、議会からの請求や市長自らの発議によっても住民投票の実施を可能とします。

(1) 議会からの請求について

議会は、市政の重要な課題について、市長に対して住民投票の請求をすることができることとします。この場合において、議会からの請求については、議会が議決すべき事件とします。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第96条 ① 《略》

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

② 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

③ 第1項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

② 《略》

(2) 市長自らの発議について

市長は、市政の重要な課題について、自ら住民投票を発議することができることとします。

市民若しくは議会から住民投票の請求があったとき又は市長自らが住民投票を発議したときは、市長は、直ちに住民投票の請求又は発議の要旨（市民からの住民投票の請求にあつては、住民投票の請求者の代表者の住所及び氏名並びに住民投票の請求の要旨）を告示します。

市民又は議会からの住民投票の請求があったとき、市長は、これを住民投票に付します。市長が自ら住民投票を発議したときも同様です。

住民投票の請求をすることができる住民投票の投票資格を有する者とは、投票資格者名簿の登録（毎年10月に行われる定時登録及び住民投票の行われる際に行われる住民投票時登録）が行われた日において投票資格者名簿に登録されている者とし、また、実質的に住民投票の投票資格を有する者とその範囲は必ずしも一致せず、例えば、投票資格者名簿登録後に住所を移転し、住民投票の投票資格を失うに至った者も含まれることとなります。

また、その総数の4分の1の数は、その登録が行われた日後直ちにこれを告示します。投票資格者名簿の登録の抹消の場合は、再度、その数の告示をする必要はありません。

住民投票請求代表者証明書の交付等

- 1 住民投票請求代表者は、住民投票請求代表者証明書交付申請書により、その請求の要旨（1,000字以内）その他必要な事項を記載した住民投票請求書を添え、市長に対し、住民投票請求代表者証明書の交付を申請します。
- 2 1による申請があったときは、市長は、住民投票請求代表者が投票資格者名簿に登録された者であり、かつ、住民投票請求書に記載された住民投票の請求をしようとする事項が次の(1)～(3)のいずれにも該当しないと認めるときその他定められた方式を欠いていないときは、この者に住民投票請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示します。
 - (1) 市政の重要な課題でないとき。
 - (2) 住民投票に付しようとする事項が賛成又は反対の二者択一による形式でないとき。
 - (3) 住民投票の請求の制限期間であることにより住民投票の請求を行うことができないとき。
- 3 市長は、1による請求が2(1)～(3)のいずれかに該当すると認めるときその他定められた方式を欠いているときで補正することができるものであるときは、3日以内の期限を付してこれを補正させるものとします。
- 4 3により補正を求められたにもかかわらず、住民投票請求代表者が3日以内に補正をしないときは、市長は、1の請求を却下します。

説明

市民からの請求による住民投票については、相当数の住民の集合的行為（合同行為）であることから、住民投票請求代表者の制度を定めています。

住民投票請求代表者証明書の交付申請は、住民投票請求代表者証明書交付申請書により、住民投票の請求の要旨その他必要な事項を記載した住民投票請求書を添えて行います。この場合、1,000字を超える請求の要旨を記載することはできません。住民投票請求代表者証明書交付申請書及び住民投票請求書の様式は、住民投票条例施行規則で定める予定です。

住民投票請求代表者とは、住民投票請求の総括的主宰者であって、この代表者によって請求の手續の全てが進められます。この住民投票請求代表者は、住民投票の投票資格を有する者であり、1人でも数人でも構いません。また、住民投票請求代表者が、住民投票の請求の代表者となること等ができない者に明らかに該当する場合は、当然に、申請は却下されることとなります。

なお、住民投票請求書は、住民投票請求代表者証明書の交付を市長に申請する際に、住民投票請求代表者証明書交付申請書に添えて提出するために作成しなければならないものですが、その後の署名の収集に際して、住民投票請求書又はその写しは署名簿につづり込むこととなります。そのため、当初に作製した住民投票請求書の内容は、中途で変更することは認められません。

市長は、住民投票請求代表者が投票資格者名簿に登録された者であり、かつ、住民投票請求書に記載された住民投票の請求をしようとする事項が欠格事項に該当しないときは、住民投票請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示します。

住民投票の請求をしようとする事項が、市政の重要な課題でない場合、住民投票に付そうとする事項が賛成又は反対の二者択一による形式でない場合、住民投票の請求の制限期間であることにより住民投票の請求を行うことができない場合、定められた方式を欠いている場合は、住民投票請求代表者証明書は交付されません。この場合、市長は、これらが補正することができるものである場合、3日以内の期限を付してこれを補正させるものとします。補正することができるものでない場合については、補正命令をすることなく、住民投票請求代表者証明書の交付申請を却下します。

補正を求めたものの住民投票請求代表者が3日以内に補正をしないときも、市長は、住民投票請求代表者証明書の交付申請を却下します。

なお、住民投票請求代表者証明書の交付申請の際に添付された住民投票請求書については、住民投票請求代表者証明書の交付の際に、併せて代表者に返付することとなります。この交付された住民投票請求代表者証明書及び返付された住民投票請求書は、その後に行われる署名及び押印を求める手続で使用する住民投票請求者署名簿に、原本又はその写しとして付されることとなります。

住民投票の投票資格を有する者からの請求等

- 1 住民投票の投票資格を有する者からの請求は、住民投票請求者署名簿の返付を受けた住民投票請求者署名簿の署名の効力の決定に関し、住民投票請求代表者において不服がないとき、又は住民投票請求代表者においてした不服申立てその他の争訟が確定したときは、その返付を受けた日又はその効力の確定した日から5日以内に住民投票請求書に住民投票請求者署名簿（住民投票請求者署名簿の署名の効力の決定に関する争訟が確定したときは、その旨を証する書面を含みます。）を添えてこれを行います。
- 2 1の請求があった場合において、その請求が定められた方式を欠いているときは、市長は3日以内の期限を付してこれを補正させます。
- 3 1の請求があった場合において、住民投票請求者署名簿の有効署名の総数が投票資格者名簿の登録が行われた日後直ちに告示された住民投票の投票資格を有する者の総数の4分の1の数に達しないとき、1の期間を経過しているとき、又は2により補正を求められたにもかかわらず住民投票請求代表者が3日以内に補正をしないときは、市長は、1の規定による請求を却下します。
- 4 1の請求が定められた申請の要件に適合していると認めるときは、市長は、直ちにその旨を住民投票請求代表者に通知します。

説明

住民投票請求代表者は、署名簿の返付を受けた場合においてその署名の効力の決定に関し不服がないときは直ちに請求を行うこととなりますが、請求代表者が署名の効力を更に争ったときは、当事者として行った不服申立てその他の争訟が確定した後に請求することとなります。つまり、署名簿の返付を受けた後直ちに請求をする場合はその返付を受けた日から、不服申立てその他の争訟の後に請求をする場合はその効力の確定した日から5日以内（その日の翌日を第1日として5日以内）に、請求しなければなりません。署名簿の返付を受けた日に請求を行うこともできます。

住民投票の投票資格を有する者からの請求があった場合において、必要署名数、住民投票請求書等の要件は全て具備しているものの、請求が定められた方式を欠いているとき（宛先、年月日の誤記等があるとき）は、市長は3日以内の期限を付してこれを補正させます。この補正は、補正が可能である性質のものに限られます。

市長は、住民投票の投票資格を有する者から住民投票の請求が行われたときは、有効署名数の総数が4分の1の数に達しているか、請求期間を経過していないか、求めた補正がなされているかを審査し、この三つの要件とも満たしているときでなければ、請求を却下します。

住民投票の投票資格を有する者からの住民投票の請求が申請の要件に適合していると認めるときは、市長は、直ちにその旨を住民投票請求代表者に通知します。なお、住民投票の投票資格を有する者からの住民投票の請求が有効に成立したときは、住民投票の請求者の代表者の住所及び氏名並びに住民投票の請求の要旨が告示されることとなります。

署名及び押印を求める手続

- 1 住民投票請求代表者は、住民投票請求者署名簿に住民投票請求書又はその写し及び住民投票請求代表者証明書又はその写しを付して住民投票の投票資格を有する者に対し、署名（視覚障害者が点字で自己の氏名を記載することを含みます。）及び押印を求めなければならないこととします。
- 2 住民投票請求代表者は、住民投票の投票資格を有する者に委任し、市長に住民投票請求署名収集委任届を提出して、住民投票の投票資格を有する者について1により署名及び押印を求めることができます。

この場合においては、委任を受けた者は、住民投票請求書又はその写し及び住民投票請求代表者証明書又はその写し並びに署名及び押印を求めるための住民投票請求代表者の委任状を付した住民投票請求者署名簿を用いなければなりません。

- 3 1・2の署名及び押印は、住民投票請求代表者証明書を交付した旨の告示があった日から1か月以内でなければこれを求めることができません。

ただし、住民投票の請求のための署名を求めることができない期間であることにより署名を求めることができないこととなったときは、その期間は、これらにより署名を求めることができないこととなった期間を除き、住民投票請求代表者証明書を交付した旨の告示があった日から31日以内とします。

説明

署名については、自書し、押印することによって行われることとなります。住民投票請求代表者は、住民投票の投票資格を有する者の連署を求めるためには、署名簿を自ら作製しなければなりません。住民投票請求者署名簿及び住民投票請求署名収集委任届の様式は、住民投票条例施行規則で定める予定です。

署名簿への署名の収集は、住民投票請求代表者が直接行うか、署名収集の委任を受けた者が行うかのいずれかであって、他の第三者による署名の収集は認められません。また、郵送をもって署名を求めることもできません。

署名収集の委任を受け得る者の要件は、住民投票の投票資格を有する者で、投票資格者名簿に登録された者に限ります。そのため、転出者等で投票資格者名簿においてまだ抹消されていない者も含まれます。

署名簿には、住民投票請求書又はその写し及び住民投票請求代表者証明書又はその写しを必ず表紙の次につづり込まなければなりません。また、住民投票請求代表者が、署名の収集を他の住民投票の投票資格を有する者に委任する場合には、署名及び押印を求めるための住民投票請求代表者の委任状（原本）を、受任者の受け持つ署名簿に必ずつづり込まなければなりません。

署名収集の委任を行ったときは、住民投票請求代表者は、住民投票請求署名収集委任届を市長に提出して、受任者により署名及び押印を求めることができます。住民投票請求代表者が住

民投票請求署名収集委任届の提出を怠って署名を収集したとき、委任状を付した住民投票請求者署名簿を用いずに署名を収集したときは、例規の定める成規の手続によらない署名として無効となります。

署名の収集期間は、住民投票請求代表者証明書交付の告示があった日から1か月以内（告示のあった日の翌日から起算して翌月の応当日の前日以内）でなければこれを求めることができません。なお、署名収集そのものは、告示の日当日にも行うことができますが、この期間を超えて行った署名は無効となります。

ただし、選挙があったために署名収集期間が中断された場合については、当該選挙の期日の翌日から再び署名を収集することができます。この場合、中断された期間を除いて、前後を通じて31日間は署名を求めることができます。なお、この署名収集を禁じられた期間に署名を求めた場合は、当該署名は無効となります。

住民投票請求者署名簿の提出並びにその審査又は却下

- 1 住民投票請求者署名簿に署名及び押印をした者の数が投票資格者名簿の登録が行われた日後直ちに告示された住民投票の投票資格を有する者の総数の4分の1以上の数となったときは、住民投票請求代表者は、住民投票の請求のための署名を求められる期間が満了する日の翌日から5日以内に、住民投票請求者署名簿を市長に提出しなければなりません。
- 2 市長は、1による提出を受けた場合において、審査の結果住民投票請求者署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもってその旨を証明します。

この場合において同一人に係る2以上の有効署名及び押印があるときは、その1を有効と決定します。
- 3 市長は、署名審査録を作製し、署名の効力の決定に関し、無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載します。
- 4 市長は、住民投票請求者署名簿の提出が1による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下します。

説明

連署は、住民投票請求代表者が作成した住民投票請求者署名簿にそれぞれ住民投票の投票資格を有する者が署名及び押印することによって行われますが、住民投票請求代表者が署名の収集をする場合において、目標数である住民投票の投票資格を有する者の総数の4分の1の数は、署名審査終了の際に告示されている数によるものとなります。そのため、署名審査が終了するまでに、新たにその総数の4分の1の数が告示されたときは、新たに告示された4分の1の数が必要署名数となります。

署名簿の提出は、署名収集期間満了の日の翌日から5日以内に行います。署名収集期間満了前においても署名簿の提出はできますが、この署名提出期間後に提出されたものは却下します。また、一度署名簿が提出された後においては、住民投票請求代表者から署名押印の補充収集の

申出があり、それがたとえ署名収集期間満了前であっても、この申出に応じることはできません。

住民投票請求者署名簿の署名の有効無効の決定については、本人の自署又は有効な代筆署名である場合、有効と決定され、署名簿の該当欄に有効印を押すことによって行われます。同一人に係る2以上の有効署名及び印があるときにはその1を有効と決定し、他の1は無効と決定します。

なお、市長は、署名の効力の決定に関し必要な関係事項を記載するために、署名審査録を作製します。

署名及び押印の取消し

住民投票請求者署名簿に署名及び押印をした者は、住民投票請求代表者が住民投票請求者署名簿を市長に提出するまでの間は、住民投票請求代表者を通じて、当該住民投票請求者署名簿の署名及び押印を取り消すことができます。

説明

当該署名簿が未だ住民投票請求代表者の保管に属している間は、署名者本人が住民投票請求代表者に申し出て、署名簿の署名を自ら抹消することによって、署名及び押印を取り消すことができます。これを拒否した署名は、例規の定める成規の手続によらないものとして無効となります。

住民投票の請求の代表者となること等ができない者

住民投票の投票資格を有する者のうち次に掲げるものは、住民投票の請求の代表者となり、又は住民投票の請求の代表者であることができません。

- (1) 投票資格者名簿の登録が行われた日以後に投票資格者名簿から抹消された者
- (2) 選挙管理委員会の委員又は職員である者

住民投票請求代表者証明書の記載変更等

- 1 住民投票請求代表者証明書の交付を受けた住民投票請求代表者が2人以上ある場合において、その一部の住民投票請求代表者が住民投票の請求の代表者となること等ができない者となったときは、他の住民投票請求代表者は、当該証明書を添えて、市長に届け出て、当該証明書に住民投票請求代表者の変更に係る記載を受けなければなりません。
- 2 市長は、1の届出を受けた場合その他当該住民投票請求代表者が住民投票の請求の代表者となること等ができない者となったことを知ったときは、直ちにその旨を告示します。

説明

投票資格者名簿から抹消された者（死亡若しくは国籍喪失、転出又は誤載に該当して抹消された者）については、住民投票の請求の代表者となることや、代表者であることができません。

また、選挙管理委員会の委員については政治的な中立性が要請されることから、住民投票の請求の代表者となることや、代表者であることができないこととします。

数人いる住民投票請求代表者の一人が途中で住民投票請求代表者たることを辞することも認められますが、この場合には、他の住民投票請求代表者を通じて、市長に辞退の申出をすることが必要となります。住民投票請求代表者の一人が辞退した場合には、市長は、速やかに住民投票請求代表者証明書を返付させ、辞退した旨を明確にする訂正をするとともに、その旨を告示します。

住民投票の請求のための署名を求められない期間

本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、北海道議会議員若しくは北海道知事又は苫小牧市議会議員若しくは苫小牧市長の選挙が行われることとなるときは、一定期間、住民投票の請求のための署名を求められません。

一定期間

住民投票の請求のための署名を求められない一定期間とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とします。

説明

地方自治法における直接請求制度においては、地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、一定期間（政令で定める期間）、当該選挙が行われる区域においては直接請求のための署名を求められないこととしています。これは、選挙のための運動と直接請求のための署名収集行為とを、時間的に切り離すことによって、それぞれの制度の適正な運用を期そうする趣旨によるものです。

この趣旨に鑑み、住民投票の請求のための署名収集行為についても、この一定期間については、これを行うことができないこととします。

○地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）（抄）

第９２条 ①～③ 《略》

④ 地方自治法第７４条第７項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

(1) 任期満了による選挙 任期満了の日前６０日に当たる日

(2) 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日

(3) 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３３条の２第２項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同条第３項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日）前６０日に当たる日のいずれか遅い日

(4) 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第６条の２の規定により都道府県が設置された日

(5) 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第９０条第３項の規定による議員の定数の増加に係る同条第１項の条例の施行の日

(6) 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第７条の規定により市町村が設置された日

(7) 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第９１条第３項の規定による議員の定数の増加に係る同条第１項の条例の施行の日（市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第８条第１項の規定の適用がある場合には、同法第２条第１項に規定する市町村の合併の日）

(8) 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日

⑤ 《略》

署名することができないときの代筆

1 住民投票の投票資格を有する者は、心身の故障その他の事由により住民投票の請求者の署名簿に署名することができないときは、住民投票の投票資格を有する者（住民投票の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて住民投票の投票資格を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除きます。）に委任して、請求者の氏名を当該署名簿に記載させることができます。

この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、住民投票の請求者の署名とみなします。

2 1により委任を受けた氏名代筆者が請求者の氏名を住民投票の請求者の署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならないこととします。

説明

代筆署名制度において実際に住民投票の投票資格を有する者に代わって署名簿に氏名を書き込む代筆者については、住民投票の投票資格を有する者に限っています。ただし、請求の代表者及び請求代表者の委任を受けて署名を収集する者については、本人の意思に基づかない「代筆署名の偽造」が行われることも考えられることから、代筆者になることはできないこととします。

この場合の本人の氏名の記載は、署名とみなします。

また、氏名代筆者も自らの氏名等を代筆者として署名簿に書き込むこととします。

請求又は発議の形式

住民投票の請求の代表者若しくは議会による住民投票の請求又は市長自らによる住民投票の発議は、住民投票に付そうとする事項について賛成又は反対の二者択一によりこれを問う形式によります。

説明

住民投票において、二者択一以外の設問や選択肢を設定した場合、投票結果の解釈に疑義が生じたり、投票結果に対する多様な解釈が可能となったりするおそれがあります。尊重すべき投票の結果については明確に捉えられる必要があります。

そのため、請求又は発議の形式は、住民投票に付そうとする事項について賛成又は反対の二者択一によりこれを問う形式とします。

署名の証明

1 住民投票の請求者の代表者は、住民投票の請求者の署名簿を市長に提出してこれに署名及び押印をした者が投票資格者名簿に登録された者であることの証明を求めなければなりません。

この場合においては、市長は、その日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明します。

2 住民投票の請求者の署名で次に掲げるものは、これを無効とします。

- (1) 例規の定める成規の手続によらない署名
- (2) 何人であるかを確認し難い署名
- (3) 詐偽又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名で市長がその申出を正当であると決定したもの

署名者の総数及び有効数の告示

市長は、住民投票請求者署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに住民投票請求者署名簿に署名及び押印をした者の総数並びに有効署名の総数を告示します。

説明

署名の審査のために請求代表者が署名簿を提出する提出期限は、署名収集期間満了の日の翌日から5日以内であり、署名収集期間が満了しない間であっても提出することができます。

署名簿は一括して提出し、署名及び押印をした者が投票資格者名簿に登録された者であることの証明を求めることとなります。

署名簿の署名の審査については、署名簿提出の日から20日以内（提出の日の翌日を第1日として起算して20日以内）に完了するように行われます。この審査は、署名簿自体の様式及び法定署名数に達している署名であるか否か等の形式的審査と、署名が住民投票の投票資格を有する者の自署にかかるものであるか否かの実質的審査とがあります。いずれの審査についても、地方自治法による直接請求の手続における署名審査と同様の審査が行われることとなります。

住民投票請求代表者が求める証明とは、署名者が投票資格者名簿に記載された者であることについてですが、市長はこれを署名の効力の決定によって行います、そのため、有効と決定するのは「署名及び押印をした者が投票資格者名簿に登録された者であること」の証明であり、「署名の効力を決定し、その旨を証明」とはこの意味の証明のことです。

1 形式的審査

署名が総数において住民投票の投票資格を有する者の4分の1に達していない場合は、個々の署名について審査をする必要はないことから、署名簿は住民投票請求代表者に還付し

ます。この場合において、未だ署名の提出期限内であって住民投票請求代表者が署名の補充収集を申し出たとしても、その申出を承認することはできません。

署名簿が提出期間を経過して提出された場合は、署名の審査は拒否し、却下します。また、住民投票請求者署名簿に住民投票請求書（若しくはその写し）又は住民投票請求代表者証明書（若しくはその写し）が添付されていない場合は、署名簿そのものに瑕疵があることから、署名の実質的審査を行うことなく、これを却下します。

署名簿の様式が例規の様式と異なり、例えば署名年月日、住所、生年月日、印の欄が欠けているものや、代筆署名の場合の代筆者の住所等の欄が欠けている署名簿については、適法な署名簿とはいえないことから、審査を拒否し、署名簿を代表者に返付します。

2 実質的審査

投票資格者名簿に登録されているか、署名簿の様式が成規のものであるか、署名が住民投票の投票資格を有する者が自由な意思に基づいて自ら署名したかを審査するものです。

押印のない署名は無効です。また、「署名及び押印をした者が投票資格者名簿に登録された者」とは、審査をするときにおいて投票資格者名簿に登録された者であることから、署名審査の際に、既に投票資格者名簿から抹消されている者の署名は無効です。

(1) 例規の定める成規の手続によらない署名

署名の収集に関しては、住民投票請求代表者又はその委任を受けた署名収集受任者により成規の様式による署名簿をもって住民投票の投票資格を有する者の署名を収集するため、これらの例規による手続に準拠しない署名は無効となります。

署名収集の手続における違法による署名、違法（違式）な署名簿による署名、自署でない署名、代筆署名の要件に該当しない代筆署名、その他署名簿の記載欄に記載のない署名、署名者が署名の取消しを申し出た署名は無効です。

(2) 何人であるかを確認し難い署名

(3) 詐偽又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名で市長がその申出を正当であると決定したもの

詐偽とは、真実でないこと、偽りのことであり、詐偽に基づく署名とは、例えば署名の目的を偽って署名を求めるような行為で、署名に際して住民投票の投票資格を有するものを錯誤に陥らしめて、それに基づいてなされた署名のことです。

また、強迫とは相手方に害意を示して畏怖の念を抱かせることであり、強迫に基づく署名とは、それに基づいて署名をさせることです。

このような署名は、いずれもその旨の異議の申出の結果、市長が申出を正当であると決定したものは無効です。

署名の縦覧

- 1 市長は、署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から7日間、市長が指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供します。
- 2 1の署名簿の縦覧の期間及び場所については、市長は、あらかじめこれを告示します。

説明

署名簿を一定期間、関係人の縦覧に供するのは、署名簿の署名の効力の決定について正確を期するため、関係人にその効力の決定の過誤の有無を検討させ、修正の申立を行わせる趣旨です。署名簿の縦覧は、署名簿の署名の証明が終了した日の翌日を第1日とし、第7日目に当たる日までの期間、行われます。

この「関係人」の範囲については、投票資格者名簿に記載されている住民投票の投票資格を有する者全部を指します。

また、縦覧の期間及び場所については、あらかじめ告示します。

署名に関する異議の申出

- 1 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、縦覧期間内に文書で市長にこれを申し出ることができます。
- 2 市長は、1の異議の申出を受けた場合ときは、その申出を受けた日から14日以内にこれを決定します。

この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに署名簿の署名の証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知します。

説明

1 関係人の異議の申出

異議の申出は、「署名簿の署名に関し」であり、署名自体にかかわること、署名を求める手続及びその態様の全てを含みます。具体的には、以下の署名の効力に関する一切の異議を含みます。

- 代筆署名の要件に該当しないにもかかわらず署名自体が自署されたものでないこと。
- 署名が強迫等により自由な意思に基づいて行われなかったこと。
- 他の目的の署名であったこと。
- 署名簿に瑕疵があったこと。
- 住民投票請求代表者又は署名収集の委任を受けた者以外の者が署名を求めたこと。

- 委任された者以外の者が行った代筆署名であること。
- 署名収集期間経過後の署名であること。
- 住民投票請求書の内容を真実と誤解して署名を行ったものであること。
- 何人であるかを確認しがたいもの

この異議の申出をなし得る「関係人」の範囲については、署名の効力の決定に関して直接利害関係のある者に限られます。代表例として以下の者がその対象となります。

- 署名者（代筆署名制度を利用して署名した者等を含みます。）
- 署名者以外で自己の名を偽筆されているその本人
- 代筆署名の委任を受けていないのにもかかわらず、代筆者の欄に記載されている者
- 住民投票請求代表者
- 住民投票請求代表者の委任を受けた者

なお、住民投票の投票資格を有する者であっても署名もせず、かつ、他人に自己の名を偽筆されてもいない者は、異議の申出をすることができません。

異議の申出は自己の署名（代筆者名の場合は代筆をした署名を含みます。）に関すること以外には及び得ないかどうかについては、少なくとも住民投票請求代表者、その委任を受けた者は他人の署名についても異議の申出をすることができます。

ただ、詐欺又は強迫に基づく署名としての異議の申出については、本人のみがすることができます。

正当に署名の取消を申し出たにもかかわらず住民投票請求代表者がこれを拒否した場合は、異議の申出をすることができます。

2 異議の申出についての決定

異議の申出に基づいて、申出期間を経過しているもの、この異議の申出をなし得る「関係人」でない者及び異議の内容となり得ないものについては、申出そのものを却下することとなります。異議の申出の決定の期限は、その申出を受けた日の翌日を第1日として起算してから14日以内です。

その申出を正当であると決定した場合においては、先に行った署名の有効、無効に関する決定を修正して申出人及び関係人に通知し、その旨を告示します。この場合の「関係人」は、住民投票請求代表者、署名者、他人によって自己の名前を書かれた者（他人によって自己の名前を代筆者として書かれた者を含みます。）で申出人とならなかったものを指します。

異議の申出を正当でないと決定した場合は、申出人にその旨を通知します。

投票資格者名簿に登録された者であることの証明の修正

市長は、署名簿の署名の証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を住民投票請求者署名簿に付記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載します。

説明

署名審査録は、署名の効力の決定に関し必要な関係事項を記載するために作製します。

効力の決定の修正の場合には、署名簿の備考欄にその次第として修正が異議の決定に基づくものであること、申出人の氏名、決定の年月日を付記し、署名審査録にもその次第を記載します。

有効署名の総数の告示及び署名簿の返付

市長は、縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は全ての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を住民投票の請求者の代表者に返付します。

住民投票請求者署名簿を返付する場合の記載事項

市長は、住民投票請求者署名簿を住民投票請求代表者に返付する場合においては、当該住民投票請求者署名簿の末尾に、署名及び押印をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載します。

説明

住民投票請求代表者から提出された署名簿は、異議の申出がないとき又は異議についての決定を終えたときは、住民投票請求代表者に署名簿を返付し、次の手続を行い得るようする必要があります。そこで、市長は、「当該住民投票請求者署名簿の末尾に、署名及び押印をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載」し、異議の申出がない旨又は全ての異議についての決定が終わった旨及び有効署名の総数を告示するとともに、住民投票請求代表者に署名簿を返付します。

その他署名簿の署名に関する異議の申出

その他署名簿の署名に関する異議の申出については、その性質に反しない限り、地方自治法（昭和22年法律第67号）の直接請求における署名簿の署名に関する異議の申出の規定の例によることとします。

説明

署名簿の署名に関する異議の申出の手続については、地方自治法による直接請求の場合と同様にその手続が行われることとなります。そのため、これら手続については、ここに定めているもののほか、その性質に反しない限りにおいて、直接請求における署名簿の署名に関する異議の申出の規定の例により手続を行うこととします。

投票資格者名簿

- 1 市長は、投票資格者名簿を調製し、及び保管するものとし、毎年10月（以下「登録月」といいます。）及び住民投票を行う場合に、投票資格者名簿の登録を行います。
- 2 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をします。
- 3 住民投票を行う場合において必要があるときは、投票資格者名簿の抄本を用いることができます。

説明

市長は、投票資格者名簿を調製し、及び保管するものとし、毎年の登録月（10月）及び住民投票を行う場合に、投票資格者名簿の登録を行います。投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等が記載され、住民投票を行う場合において必要があるときは、投票資格者名簿の抄本を用いることができます。

被登録資格

投票資格者名簿の登録は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本の国籍を有する者又は永住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている者について行います。

説明

投票資格者名簿の登録については、本市の区域内に住所を有する住民投票の投票資格を有する者で従来から本市の区域内に住所を有する者についてはその者に係る当該市町村の住民票が作成された日から、また、他の市町村から転入した者については住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による転入届をした日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に登録されていることが必要となります。

登録

- 1 市長は、登録月の1日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の2日に投票資格者名簿に登録します。
ただし、特別の事情がある場合には、市長は、登録の日を登録月の3日以後の日に繰り延べて定めるところにより変更することができます。
- 2 市長は、住民投票を行う場合においては、市長が別に定めるところにより、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を投票資格者名簿に登録します。

登録日等の告示

- 1 市長は、特別の事情があることにより登録の日を登録月の3日以後の日に繰り延べて定めた場合には、直ちに当該登録の日を告示します。
- 2 市長は、住民投票を行う場合における投票資格者名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた場合には、直ちにこれらを告示します。

説明

1 定時登録

市長は、登録月（毎年10月）の1日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の2日に投票資格者名簿に登録します。

「投票資格者名簿に登録される資格を有する者」とは、登録基準日現在において、被登録資格を有する者をいいます。「特別の事情がある場合」とは、天災事変等により定時登録日を変更することが客観的にみてやむを得ない場合をいいます。

市長は、特別の事情があることにより登録の日を登録月の3日以後の日に繰り延べて定めた場合には、直ちに当該登録の日を告示します。

2 住民投票時登録

市長は、住民投票を行う場合においては、必ず、市長が別に定めるところにより、投票資

格者名簿に登録される資格を有する者を投票資格者名簿に登録します。

住民投票時登録の基準日、登録日及び縦覧期間は、市長が定めることとなります。これらを定めた場合は、直ちにこれらを告示します。

縦覧及び異議の申出

- 1 市長は、登録月の3日から7日までの間（特別の事情があることにより登録の日を登録月の3日以後の日に繰り延べて定めた場合には、投票資格者名簿の登録が行われた日の翌日から5日間）、住民投票を行う場合における投票資格者名簿の登録については市長が定める期間、市長が指定した場所において、投票資格者名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供します。
- 2 市長は、縦覧開始の日前3日までに縦覧の場所を告示します。
- 3 投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、縦覧期間内に、文書で市長に異議を申し出ることができます。
- 4 市長は、3の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内にこれを決定します。

この場合において、その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その異議の申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知します。
- 5 1～4に定めるもののほか、投票資格者名簿の登録に関する異議の申出については、その性質に反しない限り、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の選挙人名簿の登録に関する異議の申出の規定の例によることとします。

説明

1 縦覧

縦覧の対象者となるのは、当該登録時に新たに登録された投票資格者です。定時登録の縦覧は、原則として登録月の3日から7日までの5日間行われます。なお、特別の事情がある場合においては、定時登録日を繰り延べて定めることができますが、この場合における縦覧期間は、投票資格者名簿の登録が行われた日の翌日から起算して5日間行われます。住民投票時登録の縦覧期間は、市長が定めることとなります。

縦覧場所は、縦覧開始の日前3日までに告示されます。

2 異議の申出

異議の申出ができる者は投票資格者に限られます。この「投票資格者」とは、住民投票の投票資格を有する者又は住民投票の投票資格を有すると主張する者をいいます。

異議の申出は、投票資格者名簿の登録に関し不服があることを理由とするものでなければなりません。異議の申出の対象となるのは、当該縦覧に係る登録時に新たに行われた登録です。そのため、既登録者の登録に関する不服については対象となりません。

- 3か月以上住所を有する者であっても、住民基本台帳に記録されていない者から投票資格者名簿への登録を求めて異議の申出があった場合は、これを却下します。
- 転入届をしたにもかかわらず、住民基本台帳の記録が脱漏しているとして、異議の申出があった場合は、住民基本台帳の記録が修正された場合、それに伴う補正登録による処理となります。

異議の申出は、必ず縦覧期間内に文書でしなければなりません。異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内にこれを決定します。異議の申出を正当であると決定したときは、直ちに投票資格者名簿に登録し、又は名簿から抹消し、異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示します。ここにいう「関係人」とは、投票資格者名簿の登録に関し不服の対象とされた関係人を指します。異議の申出を正当でないとして決定したときは、異議申出人に通知します。

投票資格者名簿の登録に関する異議の申出の手続については、公職選挙法による選挙人名簿登録に関する異議の申出の場合と同様にその手続が行われることとなります。そのため、これら手続については、ここに定めているもののほか、その性質に反しない限りにおいて、公職選挙法の選挙人名簿の登録に関する異議の申出の規定の例により手続を行うこととします。

補正登録

市長は、投票資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示します。

説明

定時登録又は住民投票時登録をした後、当該登録について脱漏があったことを発見した場合には、その都度、その者を投票資格者名簿に追加して登録をすることができます。

補正登録をすることができるのは、定時登録又は住民投票時登録をした日後、当該登録の際に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合です。

「登録されていないことを知った場合」とは、市長が調査により知った場合、投票資格者名

簿の閲覧又は投票所入場券の配布等に伴う投票資格者からの脱漏の申出により知った場合などが考えられます。

補正登録をした場合は、その旨が告示されます。

修正又は訂正

市長は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をします。

登録の移替え

市長は、投票資格者名簿に登録されている者が本市の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをします。

ただし、市長は、特別の事情がある場合には、その登録の移替えを延期することができます。

説明

投票資格者名簿の記載内容の変更や誤りをそのまま放置することは適当ではないことから、誤記等があるときは、直ちにその記載の修正又は訂正をします。

氏名、年齢、性別、生年月日等の字句が誤っている場合、改姓、本市内の転居等記載内容に変更があったことを知った場合には、その記載を修正します。

また、投票資格者名簿に登録されている者が本市の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをします。

登録の抹消

市長は、投票資格者名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに投票資格者名簿から抹消します。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を有する者が日本の国籍を有する者でなくなったこと（永住外国人となった場合を除く。）若しくは永住外国人が永住外国人でなくなったこと（日本の国籍を有する者となった場合を除く。）を知ったとき。
- (2) 本市の区域内に住所を有しなくなったことを知ったとき。
- (3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

説明

死亡者、国籍喪失者、転出者、誤載者については、該当した時点でこれらの者を直ちに投票

資格者名簿から抹消します。実際の運用上、投票資格者名簿からの抹消は、住民基本台帳に基づいて行われることとなります。

登録の確認を目的とした投票資格者名簿の抄本の閲覧

1 市長は、住民投票の期日の告示の日から住民投票の期日後5日に当たる日までの間を除き、特定の者が投票資格者名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票資格者から、投票資格者名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その確認に必要な限度において、投票資格者名簿の抄本の閲覧の申出をした投票資格者に投票資格者名簿の抄本を閲覧させることとします。

この場合において、閲覧の申出は、別に定めるところにより行います。

2 1にかかわらず、市長は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他1の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができます。

3 投票資格者名簿の抄本の閲覧の申出をする者は、投票資格者名簿の抄本を閲覧する者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととします。

説明

投票資格者名簿の抄本の閲覧制度については、投票資格者名簿を常時投票資格者の目に触れさせておくことにより、投票資格者名簿の正確性を確保しようとするものです。

投票資格者は、自己又は特定の投票資格者の登録の有無を確認するために投票資格者名簿抄本を閲覧することができます。この場合、住民投票の期日の告示の日から住民投票の期日後5日に当たる日までの間を除き、申出があった場合に閲覧をさせることとなります。

閲覧をする場合は、閲覧しようとする投票資格者を特定して申出をします。閲覧の申出は、別に定めるところにより行いますが、申出者の氏名及び住所、閲覧事項の利用の目的、閲覧者の氏名及び住所、閲覧事項の管理の方法、閲覧の対象となる投票資格者の氏名及び住所等を記載した文書により行うこととなります。なお、閲覧は、個人情報保護の観点から、投票資格者名簿への登録の有無を確認する場合に限られることから、投票資格者名簿の抄本の複写は認められません。

閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあることなど閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧は拒否されます。例えばドメスティックバイオレンス及びストーカー行為等の加害者が判明しており、加害者から支援対象者についての閲覧の申出があった場合などが考えられます。

投票資格者名簿の抄本の閲覧の申出をする者は、投票資格者名簿の抄本を閲覧する者による

閲覧事項の漏えいの防止等の必要な措置を講じなければなりません。

住民投票の期日

- 1 住民投票は、住民投票の請求又は発議の要旨等の告示の日から起算して30日以後90日以内（当該期間に選挙が行われることによる事務処理上の困難その他正当な理由がある場合にあっては、30日以後120日以内）に行います。
- 2 住民投票の期日は、少なくとも7日前に告示します。

説明

住民投票の期日については、投票所、開票所の設置といった実務上の準備に必要とされる期間、住民投票に不可欠とされる情報提供に必要な期間、各場面で議論が行われるための期間等を考慮した上で、速やかに決定する必要があります。そのため、住民投票は、住民投票の請求又は発議の要旨等の告示の日から起算して30日以後90日以内に行うことを原則とします。

しかし、衆議院の解散等により急きょ選挙が行われることとなるなど、住民投票の執行において事務処理上の困難がある場合その他正当な理由がある場合にあっては、30日以後120日以内に行います。

住民投票の期日がこの期間であれば、いつの日を住民投票の期日に選定してもよく、この間において住民投票の期日を定めることは、市長の自由裁量となります。

住民投票の期日は、少なくとも7日前に告示されることとなります。「少なくとも7日前」とは、住民投票の期日の前日を第1日目として逆算して7日目に当たる日以前のことをいいます。

住民投票に関する情報の提供等

市長は、投票資格者が住民投票に付された事項の賛否を判断するために必要とされる情報を公平かつ中立に提供するよう努めるとともに、投票日、投票所、投票方法その他住民投票に関して必要な情報を投票資格者に周知します。

説明

市が提供する住民投票に関する情報の内容や具体的な提供の手法は、具体的に行われる住民投票の対象事項により判断する必要があります。そのため、住民投票に関する争点や論点を広報紙に掲載することを義務付け（制度化）することや、事前に決定した一律の基準により情報を提供することは困難です。

その上で、市長は、実際に住民投票が実施される場合に、以下の方向で情報提供について対応する必要があります。

1 投票の際の賛否の判断材料となる情報の提供等

投票の際の賛否の判断材料となる情報については、事案に賛成する市民と反対する市民との双方による住民投票運動が行われる中で、双方からの情報が一般の市民に対して提供されるものと考えられます。その中で、市長が投票の際の賛否の判断材料となる情報（住民投票の請求の要旨、事業計画案、事業予算案等）を提供する場合には、公平性、中立性に十分留意しながらこれを行う必要があります。

また、事案によっては、市長が投票の際の賛否の判断材料となる情報を提供しないことが公平かつ中立である場合も考えられます。

そのため、市長が投票の際の賛否の判断材料となる情報をどのように提供するのかについては、事案に応じて、その都度、その内容及びその手法について選択し、具体的に決定します。例として、インターネットの利用、広報紙への記事の掲載、チラシの作成及び配布、フォーラムの開催等が考えられます。

2 投票日、投票所、投票方法等についての情報の提供等

投票日、投票所の周知、投票方法等の周知については、選挙に関する啓発、周知等と同様に実施する必要があります。例として、インターネットの利用、広報紙への記事の掲載、チラシの作成及び配布、広報車によるアナウンス、啓発ポスターによる周知等が考えられます。

住民投票運動

住民投票運動は、自由とします。

ただし、買収、供応、脅迫等により投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはなりません。

説明

住民投票は、特定の案件について賛否を問うものであることから、十分な議論や情報により市民に判断される必要があります。

住民投票運動については、賛成派と反対派との間における対立が激しくなることも予想されます。しかし、甚だしい行為については、刑法（明治40年法律第45号）等の犯罪や他法における禁止規定違反の構成要件に該当するものと考えられます。

住民投票運動については、賛成派や反対派の自由意思の表明が侵害されることがあってはならないことから、特段の制限を加えず、原則、自由とします。

しかし、住民投票運動については、買収、供応、脅迫等により投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはなりません。また、市民の平穏な生活環境が侵

害されるものであってもなりません。そのため、このような行為については、住民投票運動を行うに当たり、市民自身が心掛けなければならないこととして、注意を喚起するための訓示的な規定を置くこととします。

投票資格者名簿の登録と投票及び住民投票の投票資格のない者の投票

- 1 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができません。
- 2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができません。
- 3 住民投票の当日（期日前投票にあつては、投票の当日）、住民投票の投票資格を有しない者は、投票をすることができません。

説明

住民投票の投票資格を行使する形式的要件として、投票資格者名簿に登録されていることが必要となります。そのため、投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができません。

また、投票資格者名簿に登録された者であっても、投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票することができません。これには、年齢要件、住所要件等を満たしていない者を誤って登録した場合（誤載者である場合）が考えられます。

住民投票の投票資格を行使する実体的要件として、適法に投票資格者名簿に登録されていても、住民投票の当日（期日前投票をする場合は、投票の当日）住民投票の投票資格のない者は、投票することができません。これには、住所移転等の事由により、住民投票の投票資格の実質的要件を具備していない場合が考えられます。

投票用紙の交付、投票の記載事項等

- 1 投票用紙は、住民投票の当日、投票所において投票資格者に交付します。
- 2 住民投票の投票については、投票資格者は、投票所において、投票用紙に当該住民投票に付された事項に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を（点字投票にあつては投票用紙に当該住民投票に付される事項の賛否を）自書する方法により記載して、これを投票箱に入れなければなりません。
- 3 投票用紙の様式は、市長が定めます。

投票用紙の交付及び投入

- 1 投票管理者は、投票立会人の面前において、投票資格者が投票資格者名簿に登録されている者であることを投票資格者名簿又はその抄本と対照して確認した後に、これに投票用紙を交付します。
- 2 代理投票の場合を除くほか、投票用紙は、投票管理者及び投票立会人の面前において、投票資格者が自ら投票箱に入れなければなりません。

説明

投票用紙は、住民投票の当日、投票所において投票資格者に交付します。これは、一人一票の原則に反した不正の投票を防止し、投票の秘密を保持し、もって住民投票の公正を確保しようとする趣旨によるものです。

住民投票の投票については、投票資格者の自書によらなければなりません。この場合、住民投票に付された事項に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を自書する方法により記載します。点字投票にあつては、投票用紙に当該住民投票に付される事項の賛否を自書する方法により記載します。

投票の記載は、投票所において行わなければなりません。また、投票資格者が自ら投票箱に投入しなければなりません。

投票用紙の様式は、市長が定めることとなります。

期日前投票

住民投票の当日に次の(1)～(3)に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票資格者の投票については、当該住民投票の期日の告示があった日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができます。

- (1) 職務若しくは業務又は別に定める用務に従事すること。
- (2) 用務（(1)の別に定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- (3) 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため又は産褥にあるため歩行が困難であること。

説明

住民投票の当日に期日前投票事由に該当すると見込まれる投票資格者は、住民投票の期日の告示があった日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、期日前投票所において投票することができます。

- (1) 仕事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭等に従事する場合に対象となります。
- (2) (1)以外の用事又は事故のため、その属する投票区の区域外に外出、旅行又は滞在をする場合に対象となります。
- (3) 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難である場合に対象となります。

不在者投票

- 1 住民投票の当日「期日前投票」の(1)～(3)に掲げる事由に該当すると見込まれる投票資格者で、病院、老人ホームその他の市長が指定する施設において投票をしようとするもの又は現に住民投票の投票資格を有しないものの投票については、期日前投票によるほか、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができます。
- 2 投票資格者で身体に重度の障害があるものの投票については、期日前投票及び1によるほか、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができます。
- 3 2の投票資格者で2の方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものは、あらかじめ市長に届け出た者（住民投票の投票資格を有する者に限る。）をして投票に関する記載をさせることができます。

説明

住民投票の当日に、不在者投票事由に該当すると見込まれる投票資格者のうち、病院、老人ホームのような指定施設において投票をしようとするものは、不在者投票をすることができます。また、住民投票の期日の告示の日の翌日から住民投票の期日までの間に満18年に達する者は、満18年に達するまでは期日前投票をすることができませんが、不在者投票をすることができます。

不在者投票は、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行います。

投票資格者で身体に重度の障害があるものの投票については、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行うことができます。この投票は、公職選挙法第49条第2項に該当する者を対象としています。同条第3項の代理記載制度についても同様です。

住民投票の投票の結果とその処置

- 1 市長は、住民投票の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を議長に通知します。
- 2 市長は、住民投票の請求の代表者による請求に係る住民投票の投票の結果が判明したときは、その内容を直ちに住民投票の請求の代表者に通知します。

説明

市長は、賛否の投票総数の計算の結果を知ったときは、その結果を告示するとともに、当該告示の内容を議長に通知します。

また、市長は、住民投票の請求の代表者による請求に係る住民投票の投票の結果が判明したときは、住民投票の請求の代表者にもその内容を通知します。

投票、開票等の手続

住民投票の投票、開票等の手続については、その性質に反しない限り、苫小牧市長選挙において適用される公職選挙法第6章から第8章までの規定の例によることとします。

説明

住民投票における投票、開票等の手続については、公職選挙法による選挙の場合と同様にその手続が行われることとなります。そのため、これら手続については、ここに定めているもののほか、その性質に反しない限りにおいて、苫小牧市長選挙において適用される公職選挙法第

6章から第8章までの規定の例により手続を行うこととします。

住民投票の請求の制限期間

住民投票が行われた場合には、住民投票の投票の結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について住民投票の請求の代表者若しくは議会による住民投票の請求又は市長自らによる住民投票の発議を行うことができません。

説明

1 同一の事項、同旨の事項について再請求の制限

住民投票の結果は、多くの時間、費用、労力等を費やした上で、市民全体の意思として示されます。そのため、短期間に同一の事項、同旨の事項についての住民投票が実施されることは、適当ではありません。一度行ったことを、一定の期間につき、再度行わないという原則は、住民投票の結果として示された意思を尊重する観点からも重要です。そのため、住民投票の結果については、一定の期間、事実上の効力を持たせることが必要となります。

また、住民投票制度の濫用についても、これを避ける必要があります。そのため、同一の事項、同旨の事項について、再請求の制限期間を設けることとします。

2 再請求の制限期間

一定の期間が経過した後については、前提となる情勢が変化していることが考えられます。そのため、一定の期間が経過した場合には、同一の事項、同旨の事項についても再請求を認める必要があります。

市長及び市議会議員の任期は4年であり、間接民主制（議会制民主主義）による選挙は4年に一度実施されることとなります。そのため、住民投票の結果を尊重する期間として、再請求の制限期間は、2年とします。その期間は、住民投票の投票の結果が告示された日の翌日から起算して翌年の同月同日の前日に当たる日までです。この制限期間は、住民投票における賛否の数にかかわらず、2年となります。

なお、住民投票の請求の代表者による住民投票の請求とは、住民投票請求代表者証明書の交付申請の手続を含みます。

参 考 资 料

住民投票の対象事項

想定条文（市政の重要な課題）

第〇条 この条例において住民投票に付することができる市政の重要な課題（以下「市政の重要な課題」という。）とは、市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもののうち、次の各号に掲げる事項を除いたものをいう。

- (1) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (2) 市の組織、人事又は財務に関する事項
- (3) 専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

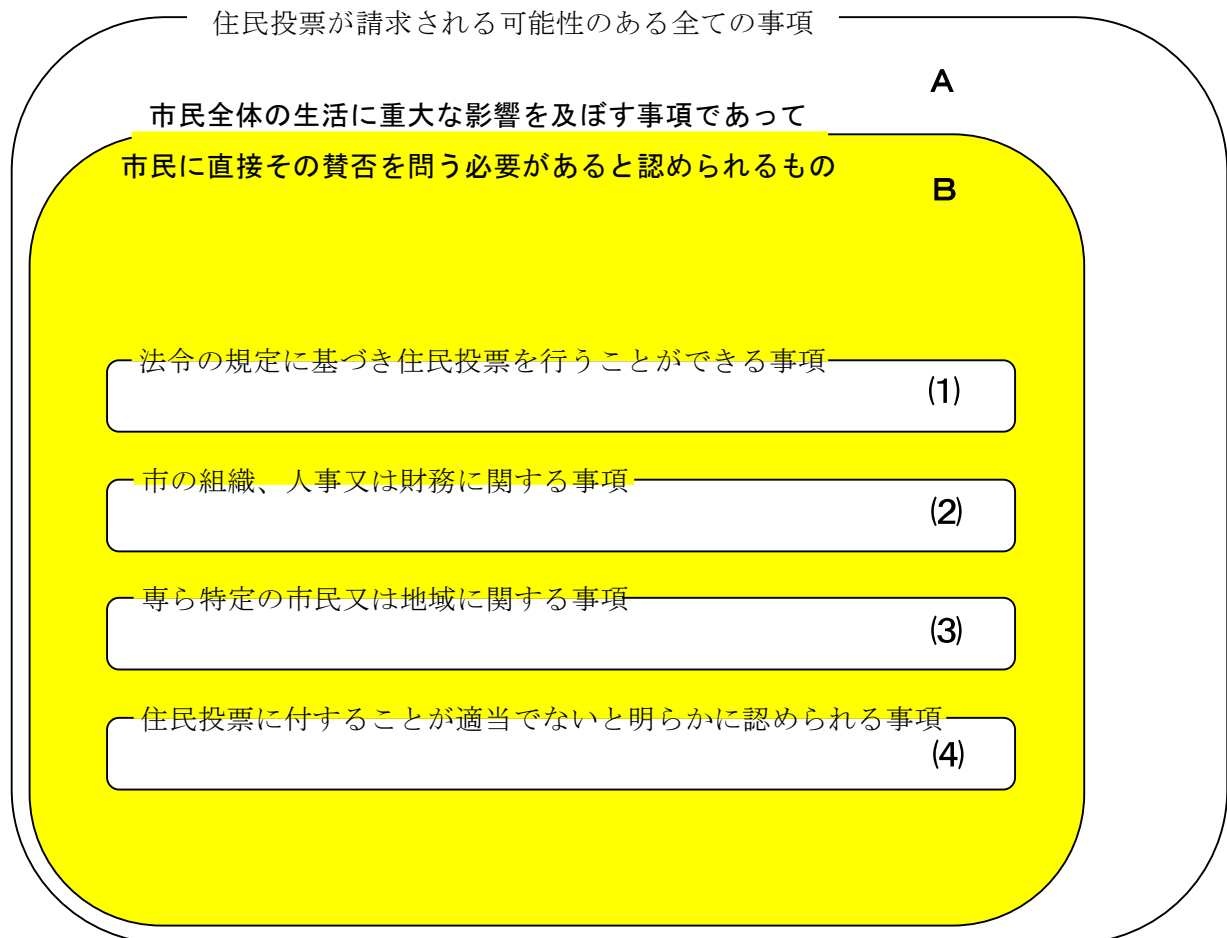
住民投票の対象事項（イメージ図）

※ 市政の重要な課題（住民投票の対象事項）

色付部分 B

住民投票に付することができない事項

色なし部分 A・(1)・(2)・(3)・(4)



1 住民投票に付することができる対象事項

本市が住民投票の対象事項として想定している「市政の重要な課題」とは、市民の生活に重大な影響を及ぼす事項であって、市民に直接その賛否を問う必要があると認められるものであることが前提となる。この判断については、個別の事案に応じて市長が総合的に判断することとなる。

「市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」であるかどうかの判断については、明らかに該当しないと認められる場合を除き、広く捉えることとなる。

【検討の方向性】

「市政の重要な課題」の個別具体の判断に当たっては、住民投票の請求を制限する方向ではなく、条文の規定に反しない限り、広く対象事項として捕捉する。

2 「市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」であるかどうかの判断について

住民投票条例において、通常、「市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」の部分の定めことなく各号列举部分のみを規定することは極めて難しい。この部分については、表現の違いはあれ、必ず規定することとなる。

その上で、「住民投票が請求される可能性のある全ての事項」について、具体的に住民投票の請求がなされた場合、市長は「市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」であるかどうかの判断を行わなければならない。この場合において、Aに該当すると判断した場合、住民投票を実施することはできない。

請求事案が「市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」であるかどうかの市長の裁量判断は、制度上行使することは可能である。しかし、通常、住民投票が請求される事案については、明らかに「市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」ではないと明確に判断できる場合を除き、この部分による裁量権の行使（Aと認め住民投票を実施しないという判断）は、困難であると考えられる。

なお、社会通念に照らして判断したとき、市民に直接賛否を問うことが明らかに不適切である事案については、当然に、裁量権の行使（Aと認め住民投票を実施しないという判断）を妨げるものではない。

【想定事例（×実施不能）】

- × 市が特定アイドルグループに所属する△△（苫小牧市観光大使）が人気投票で1位を獲得するために宣伝活動を行うことについて賛成又は反対を問う住民投票 A
- × とまチョップが「ゆるキャラグランプリ」に参加することについて賛成又は反対を問う住民投票 A

（理由） 「市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事案であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」ではないと明確に判断できる。

3 住民投票に付することができない事項

住民投票制度は、間接民主制（議会制民主主義）を補完する制度として位置付けられるものであり、法令上の制度との整合性、投票の結果が及ぼす影響等を考慮し、一定の対象事項については、住民投票の対象事項から除外する。

(1) 「法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」について

法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項は、当該法令に基づく手続により住民投票を実施することができるため、住民投票の対象事項から除外する。

【想定事例（×実施不能）】

- × 苫小牧市議会の解散を求めることについて賛成又は反対を問う住民投票 (1)
- × 苫小牧市議会議員△△の解職を求めることについて賛成又は反対を問う住民投票 (1)
- × 苫小牧市長の解職を求めることについて賛成又は反対を問う住民投票 (1)

（理由） 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる。

(2) 「市の組織、人事又は財務に関する事項」について

市の組織編成、職員の任免や指揮監督といった人事に関する事項、予算編成や執行といった市の内部管理に関する事項は、決定した政策を効率的、効果的、かつ、確実に執行するための長の執行権の前提であることから、住民投票の対象事項から除外する。

【想定事例（×実施不能）】

- × 行財政管理室（市の組織）を設置することについて賛成又は反対を問う住民投票 (2)
- × 苫小牧市職員の定数を2割削減することに賛成又は反対を問う住民投票 (2)

（理由） 市の組織に関する事項である。

- × △△部長を□□センター長にすることについて賛成又は反対を問う住民投票 (2)
- × 特別職△を懲戒することについて賛成又は反対を問う住民投票 (2)

(理由) 市の人事に関する事項である。

- × 苫小牧市△△センター（公の施設）の予算を計上することについて賛成又は反対を問う住民投票 (2)
- × 苫小牧市○○事業の予算を減額補正することについて賛成又は反対を問う住民投票 (2)
- × 苫小牧市○○事業会計を設置（廃止）することについて賛成又は反対を問う住民投票 (2)
- × 苫小牧市○○事業の契約をすることについて賛成又は反対を問う住民投票 (2)

(理由) 市の財務に関する事項である。

(3) 「専ら特定の市民又は地域に関する事項」について

特定の個人や団体、特定地域の市民といった特定者の権利に関することについて住民投票を実施した場合、多数の意見が少数の意見を封じ込めるおそれがある。また、専ら特定の市民又は地域に関する事項については、市域全体と一部地域における投票結果が異なることも予想され、住民投票の対象事項から除外する。

なお、専ら特定の市民又は地域に関する事項であるかどうかについては、個別の事案に応じて具体的に判断されることとなる。

【想定事例（×実施不能）】

- × 苫小牧市出身オリンピック代表選手△△に市政功労者表彰を授与することについて賛成又は反対を問う住民投票 (3)
- × △△団体に対して公的な支援措置を行うことについて賛成又は反対を問う住民投票 (3)

(理由) 専ら特定の市民に関する事項である。

- × 苫小牧市○○地区土地利用計画（市の計画）について賛成又は反対を問う住民投票 (3)
- × 平成△△年度△△町内会事業計画について賛成又は反対を問う住民投票 (3)

(理由) その影響が特定の地域に限られるため、専ら特定の地域に関する事項である。

(4) (1)～(3)に掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

住民投票に付することが適当でない事項について、あらかじめ全てを列挙することは困難である。また、不測の事態や現時点では想定されない事由が生じる可能性についても考慮する必要がある。そのため、(1)～(3)に掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項については、住民投票の対象事項から除外する。

住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項であるかどうかについては、個別の事案に応じて市長が総合的に判断し、決定することとなる。そのため、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項であると判断した場合、市長には、そのように判断した相当の理由と明らかな合理性が求められることとなる。

そのため、適用の判断は、厳格に行われることが求められる。

【想定事例（×実施不能）】

- × 市が住民基本台帳ネットワークシステムに接続しない決定を求めることについて賛成又は反対を問う住民投票 (4)

(理由) 法令等に違反するおそれがある決定を求めるものであり、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる。

成立要件

成立要件を設けない。

説明

住民投票が行われても一定の投票率に達しない場合には、十分な民意を反映していないおそれがあることを理由として、成立要件を設けるという考え方がある。

成立要件については次に掲げる要件が一般的であるが、いずれの成立要件についてもこれを設けない。

1 開票要件としての成立要件

一定の投票率に達した場合に限り開票が行われる要件として設定されているもの。

一定の投票率に達した場合は開票が行われ、住民投票の賛否の内容に係る開票の結果が明らかとなる。一定の投票率に達しない場合は開票が行われず、住民投票の賛否の内容に係る開票の結果が明らかにされることはない。

《開票要件としての成立要件を設けない理由》

実際に住民投票が行われる場合には、相当の費用と労力が費やされる。そのため、いかなる場合であっても開票がなされ、実施された住民投票の賛否の内容については、その結果として明らかにされることが要請される。

また、市民に対して情報の公開を保障する観点から、住民投票が行われた場合には必ず開票を行い、住民投票の賛否の内容についての結果を公表することにより、市民の知る権利を保障する必要がある。

そのため、必ず開票を行い、住民投票の賛否の内容に係る開票結果を公表する整理とし、開票要件としての成立要件は設けない。

2 住民投票の結果を尊重しなくてもよい場合の基準としての成立要件

一定の投票率に達しない場合における住民投票の賛否の内容に係る開票結果については尊重しなくてもよいという場合の基準として設定されているもの。

住民投票の結果に地方公共団体の団体意思、議会又は長その他の執行機関の行動は拘束されないが、市は住民投票の結果を尊重するものとしている。そのため、尊重されるべき住民投票の結果については、一定程度の住民の意思が必要であるという考え方による。

このような成立要件を設けた場合、一定の投票率に達した場合における住民投票の賛否の内容に係る開票結果については、尊重されることとなる。一定の投票率に達しない場合における住民投票の賛否の内容に係る開票結果については、尊重しなくてもよいこととなる。

尊重しなくてもよい場合の住民投票の賛否の内容に係る開票結果は、飽くまでも参考としての位置付けとして公表されることとなる。

《住民投票の結果を尊重しなくてもよい場合の基準としての成立要件を設けない理由》

住民投票が行われた場合に必ず開票を行う前提とした場合には、住民投票の賛否の内容に係る開票結果が必ず明らかにされる。このような中で、仮に、「住民投票の結果について尊重しなくてもよい。」という整理をしたとしても、「事実上の尊重の要請」が発生し、混乱を招くおそれがあるとともに、市の最終的な判断にも影響を及ぼすおそれがある。

また、地方公共団体の団体意思、議会又は長その他の執行機関の行動は、諮問型住民投票の結果に拘束されない。そのため、住民投票の結果に対する尊重は、投票率、賛否の割合等を総合的に判断した中で行われることとなる。

なお、投票率等によりこのような成立要件を設けた場合、住民投票の結果を尊重しなくてもよい状況を作り出すことを目的として投票のボイコット運動が行われるおそれもある。そのため、このような成立要件を設けないことで、ボイコット運動に対する一定の抑止効果が期待できる。

そのため、住民投票の結果を尊重しなくてもよい場合の基準としての成立要件は設けない。

※ なお、住民投票の結果の尊重については、苫小牧市自治基本条例第6条第2項で既に規定されていることから、住民投票条例における特段の規定は行わない。

住民投票の実施機関、投票及び開票に関する事務等

住民投票を実施するために、新たに選挙管理委員会の所掌事務や権限を創設することは、地方自治法第138条の4第1項の規定により困難である。そのため、住民投票条例における住民投票の実施機関は市長とし、選挙管理委員会が実施する項目を規定しない。

その上で、住民投票を実施するに当たり、具体的に発生する事務の全てを市長が行うことは、困難であり、効率性の観点からも現実的ではない。

選挙管理委員会は、地方自治法による直接請求における署名簿の審査、選挙人名簿の調製、選挙の投票及び開票に係る事務といった選挙事務に関する実績と経験がある。そのため、住民からの住民投票の請求に係る署名審査、住民投票の投票及び開票に係る事務、住民投票の投票資格者名簿に係る事務等については、選挙管理委員会が一定程度の住民投票の事務を執行することが現実的であり、かつ、適当である。

そのため、事務の一部については、苫小牧市長の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和63年規則第5号）の一部改正により、選挙管理委員会に事務の委任を行う。

住民投票を行う場合に具体的に発生する主要事務については、以下のとおり。

- (1) 住民投票請求代表者証明書の交付申請等
 - (2) 住民投票請求者署名簿の提出、審査、縦覧等
 - (3) 住民投票本請求の提出の受領
 - (4) 住民投票の投票資格者名簿に係る事務（投票資格者名簿の調製、縦覧、閲覧、登録者の総数の告示等）
 - (5) 住民投票の期日の決定及び告示
 - (6) 住民投票の投票及び開票に係る事務
 - 期日前投票及び不在者投票（通常の選挙と同様の制度を予定）
 - 不在者投票（以下に限り制度化を予定）
 - ・ 本市選管での不在者投票（住民投票の期日までに18歳になる者）
 - ・ 本市の指定施設での不在者投票
 - ・ 郵便等投票
- | | | | |
|---|--|---|---------|
| { | <p>※ 市外指定施設での不在者投票
市外滞在他市町村選管での不在者投票
船員の不在者投票等</p> | } | の制度化は困難 |
|---|--|---|---------|
- (7) 情報提供
 - ア 投票の際の賛否の判断材料となる情報提供
 - イ 投票日、投票所、投票方法等についての情報提供
 - (8) 投票結果の通知、告示等

住民投票を行う場合に具体的に発生する事務については、以下のとおり。

- 住民投票の請求の受領
- 住民投票の請求、発議の要旨等の告示
- 住民投票請求代表者証明書交付申請書の受領、審査、補正及び却下
- 住民投票請求代表者証明書の交付
- 住民投票請求代表者証明書の記載事項変更の届出の受領
- 住民投票請求代表者が欠格者となった旨の告示
- 投票資格者名簿登録者数の4分の1の数の告示
- 住民投票請求署名収集委任届の受領
- 住民投票請求者署名簿の受領
- 住民投票請求者署名簿の署名審査、署名の効力の決定、証明、署名審査録の作成
- 提出期間を経過して提出された住民投票請求者署名簿の却下
- 住民投票の請求の補正又は却下
- 住民投票の請求が申請の要件に適合している旨の通知
- 住民投票請求者署名簿の縦覧
- 住民投票請求者署名簿の縦覧の期間及び場所の告示
- 住民投票請求者署名簿の署名に関する異議の申出の受領
- 住民投票請求者署名簿の署名に関する異議の申出の決定、証明の修正、通知、告示等
- 住民投票請求者署名簿の有効署名の総数等の告示及び住民投票請求代表者への住民投票請求者署名簿の返付等
- 住民投票請求者署名簿に署名及び押印をした者の総数並びに有効署名の総数の告示
- 投票資格者名簿の調製及び保管
- 投票資格者名簿の登録（10月定時登録・住民投票時登録）、定時登録日の変更
- 定時登録日を変更した場合の当該登録日の告示
- 住民投票時登録の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた場合の告示
- 投票資格者名簿の縦覧
- 投票資格者名簿の縦覧場所の告示
- 投票資格者名簿の登録に関する異議の申出の受領
- 投票資格者名簿の登録に関する異議の申出の決定、選挙人名簿への登録、抹消、通知、告示等
- 投票資格者名簿の補正登録及び告示
- 投票資格者名簿の修正又は訂正
- 投票資格者名簿の登録の移替え
- 投票資格者名簿の登録の抹消

- 登録の確認を目的とした投票資格者名簿の抄本の閲覧
- 住民投票の期日の決定及び告示
- 住民投票に関する情報の提供等
 - ・ 投票の賛否を判断するために必要とされる情報の提供
 - ・ 投票日、投票所、投票方法その他住民投票に関して必要な情報の周知
- 投票用紙の様式の決定
- 投票用紙の調製
- 期日前投票に関する事務
- 不在者投票に関する事務
 - 不在者投票については、以下の場合に限り制度化する。
 - ・ 本市選管での不在者投票（住民投票の期日までに18歳になる者）
 - ・ 本市の指定施設での不在者投票
 - ・ 郵便等投票
- 苫小牧市長選挙において適用される公職選挙法第6章から第8章までの投票、開票等の手続
 - ・ その性質に反しない限りにおける、投票、開票、選挙会相当の事務
- 投票の結果の告示、議長への通知
- 投票の結果の住民投票請求代表者への通知

不服申立て、異議の申出

異議の申出については、地方自治法における直接請求の署名簿の署名に関する異議の申出及び公職選挙法における選挙人名簿の登録に関する異議の申出相当の制度を設ける。

説明

住民投票の投票資格を有する者、請求代表者等に対する権利侵害については、市長や選挙管理委員会の行為が処分に当たる場合、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、当該処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消しを求める不服申立てを行うことができる。

しかし、処分に当たらないものについては、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができない。そのため、処分には当たらないもののうち特定の行為については、住民投票条例の規定による異議の申出の仕組みを設定する。

1 行政不服審査法による不服申立ての対象となる行為

行政不服審査法による不服申立てとは、違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為について、行政庁に対してその取消し又は変更を求めるものである。同法による不服申立てについては、対象となる行政庁の行為が同法の処分である必要があり、個人の具体的な権利利益の救済を目的とするものに限られる。

不服申立てをすることができる行政庁は、次のとおりである。

（行政庁の処分・不作為についての不服申立て）

- 住民投票に関する事務（選挙管理委員会に委任されるものを除く。）
 - ・ 市長に対する不服申立て
- 選挙管理委員会に委任される住民投票に関する事務
 - ・ 選挙管理委員会に対する不服申立て

行政不服審査法に基づき不服申立てを行うことができるもの

- （市長） 住民投票を請求しようとする事項が市政の重要な課題でないこと、住民投票を請求しようとする対象事項が不明瞭であること等を理由として市長が署名を収集する前段階における住民投票請求代表者証明書の交付申請を拒否、却下等したことに對する住民投票請求代表者からの不服申立て
- （選挙管理委員会） 住民投票請求者署名簿に記載された署名を無効と判断されたことに對する住民投票請求代表者からの不服申立て

※ 住民投票請求者署名簿の署名審査及び投票資格者名簿の登録事務について選挙管理委員会

に委任しない場合は、(選挙管理委員会)とあるのは(市長)となる。

2 条例による異議の申出を設定した場合において対象となる行為

異議の申出とは、行政不服審査法が適用されない処分に当たらない行政庁の行為について、特別に異議を申し出ることを可能とする制度として考えられる方式である。異議の申出は、個人の具体的な権利利益の救済や手続の公正の保障を目的として設定されるものである。

個別の法律により創設している異議の申出としては、直接請求の署名簿の署名に関する異議の申出(地方自治法第74条の2)、選挙人名簿の登録に関する異議の申出(公職選挙法第24条)の例がある。

異議の申出をすることができる行政庁は、次のとおりである。

- 住民投票に関する事務(選挙管理委員会に委任されるものを除く。)
 - ・市長に対する異議の申出
- 選挙管理委員会に委任される住民投票に関する事務
 - ・選挙管理委員会に対する異議の申出

住民投票条例に基づき異議の申出を行うことができるもの

- (選挙管理委員会) 住民投票請求者署名簿に記載された署名を無効と判断されたことに対する署名者本人からの異議の申出
(署名者に対する処分ではない。)
- (選挙管理委員会) 投票資格者名簿の登録に関する住民投票の投票資格を有する者本人からの異議の申出
(投票資格者名簿の登録については公証行為に留まるもので処分ではない。)

※ 住民投票請求者署名簿の署名審査及び投票資格者名簿の登録事務について選挙管理委員会に委任しない場合は、(選挙管理委員会)とあるのは(市長)となる。

